

## 研究ノート

# カナダにおける「ジェノサイド」 —2019年失踪・殺害された先住民族女性・少女 に関する全国調査委員会最終報告書から—

苑 原 俊 明

### 1. はじめに

カナダにおいて先住民族の女性・少女が失踪するか、死亡（殺害によるものも含む）する事件が多いことが知られてきた<sup>1)</sup>。2011年にNGOから女性差別撤廃委員会宛てに、カナダが女性差別撤廃条約に定めた権利について重大かつ組織的な侵害（grave and systematic violations）を行っているとの通報がなされ、そのなかで同条約選択議定書の第8条に基づく現地訪問と調査が要請された。2013年同委員会は3名の専門家をカナダへ派遣し、2015年3月にこの調査に関する報告書を公表した<sup>2)</sup>。

同委員会は、①先住民族女性の失踪・殺害事件のすべてを適切に捜査し、訴追すること、②失踪の通報について警察が真剣に対応し、関係者に対して敬意と尊厳を持って扱うこと、また失踪者の家族に対して定期的に捜査状況

---

1) タニヤ・タラガ著、村上佳代訳『命を落とした七つの羽根』、青土社、2021年、121頁。

2) Committee on the Elimination of Discrimination against Women, *Report of the inquiry concerning Canada of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women under 8 of the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, CEDAW/C/OP.8/CAN/1. この報告書の抄訳が、軽部恵子訳「条約選択議定書8条に基づき女性差別撤廃委員会が作成したカナダに関する報告書およびカナダ政府による回答 [第1部 抄訳]」、『国際女性』第29号（2015年）、107-119頁、に「調査事例紹介（2）」として掲載されている。

を報告することなどを内容とする「標準的で義務的な」捜査手順にすべての警察組織が従うこと、③失踪者に関するすべて活動の調整を行う部署を設置すること、④失踪・殺害された被害者家族に対して、賠償に加えて法律および心理的なカウンセリングを提供すること、さらに真実の公開、公的な謝罪および被害者の追悼などの支援措置を検討することなどをカナダに要請した<sup>3)</sup>。また同委員会は、⑤政治から独立し、透明性を有し、州・準州の先住民社会および先住民全国組織からの代表の見解を踏まえて付託事項の策定と委員の選出を行ったうえで全国公開調査委員会 (a national public inquiry) を設置すること、⑥この委員会の認定を踏まえて、先住民族女性に対するあらゆる暴力について取り組むための全国行動計画を策定すること、そして⑦先住民社会との調整の下で、当該行動計画の実施を監視・評価するメカニズムを創設するよう要請した<sup>4)</sup>。

女性差別撤廃委員会が勧告を公表する前、2014年8月マニトバ州ウィニペグにおいて当時15歳であった先住民族の少女、Tina Fontaineさんが失踪したのち、レッドリヴァーから遺体で発見された。また同年カナダ王立騎馬警察 (RCMP, 連邦警察) はこの事件より前から準備していた先住民族女性と少女についての報告書を公表したが、その結論に対して疑問と批判が広がった<sup>5)</sup>。2016年の連邦での政権交代後、自由党政権は先住民族の女性・少女の殺害・失踪について全国レベルで調査するため、5名の委員で構成され政府とは独立した調査委員会を設置した<sup>6)</sup>。

- 3) 前記報告書、A. Combating violence against aboriginal women. 第217段落、54-55頁。
- 4) 前記報告書、D. National public inquiry and plan of action, 第220段落、58頁。なおここで「全国公開調査委員会」と訳したものを、軽部教授は「国内公開調査」と訳されている。
- 5) カナダ先住民族女性協会のファクトシート (2021年3月) によると、先住民族の女性に対する暴力犯罪の事案で10件のうち6件は警察に通報されていないこと、先住民族への暴力事件に関する捜査 (着手するかどうか、および捜査の手法) についての標準となる政策を警察 (特にRCMP) が持っていないこと、が指摘されている。また、タニヤ・トラガ、前掲書、121-122頁も参照。
- 6) 委員長1名と4名の委員 (コミッショナー) で構成された。BC州裁判所の裁判官を務めたMarion Buller委員長を含め4名が先住民族出身であった。

委員会は、先住民族のコミュニティ（共同体）や全国組織の代表からの証言を得る公聴会を開催した後、2017年に『我々の女性と少女は神聖だ』という中間報告書を公表した。次に人権専門家や政府機関・警察などからの証言を得るための公聴会を開き、2018年に任期を半年延長して、植民地での暴力、刑事司法、家族と児童福祉、性差別と暴力など広範なテーマを検討した。同年4月、国連人権理事会「女性に対する暴力」特別報告者のDubravka Simović氏がカナダを訪問し、先住民族女性を含めた女性への暴力の現状を調査し理事会へ報告を行った<sup>7)</sup>。

この報告書は2019年に公表されたが、そのなかで特別報告者は、①カナダでの先住民族女性に対する暴力が人種差別と世代間に続くトラウマに根差したものであり、この差別は文化的な偏見と政府の政策・行動に内在する組織的なバイアスという形態をとること、②その結果としてすべての女性の人権である暴力からの保護を先住民族の女性に提供できていないから、先住民族女性に対する暴力と差別について人権に基づくアプローチで取り組み、カナダでの失踪・殺害された女性の事案を速やかに調査するよう求めた<sup>8)</sup>。

カナダでは2019年6月3日に、失踪・殺害された先住民族女性・少女に関する全国調査委員会（National Inquiry into Missing and Murdered Indigenous Women and Girls）が、『パワーと場所を取り戻す』（Reclaiming Power and Place）という表題の最終報告書を公表した<sup>9)</sup>。この最終報告書で特徴的なのは、公式的に「ジェノサイド」に言及したことである。該当する箇所を引用する。

「全国調査委員会の公聴会において共有された真実とは、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対するジェノサイド行為という物語、

---

7) 2019年 女性に対する暴力に関する特別報告者のカナダ訪問報告書（A/HRC/41/42/Add.1）。

8) 前記報告書、2. 先住民族女性に関する調査、パラ80。

9) 最終報告書は全国調査委員会のHPで公開されている。https://www.mmiwg-ffada.ca

より正確には数千の物語が語られている。本委員会が聞いた暴力は、ファーストネーション、イヌイトおよびメティスを含む先住民族に対する人種に根差したジェノサイドに匹敵し、特に女性、女兒および2SLGBTQQIAの人々を標的としている。このジェノサイドは、とりわけインディアン法、シクスティーズ・スコープ、寄宿学校および人権・先住権の侵害という証拠にみられる植民地の構造によって強化されてきたものであり、現在の先住民族のなかでの暴力、死亡および自死の割合が増加していることに直接的につながっている。<sup>10)</sup>」

ここで用いられている「ジェノサイド」概念は、1948年のジェノサイド（集団殺害罪）の防止および処罰に関する条約において、個人の国際法上の犯罪の構成要件として規定されるものと比べると、より広範な社会的文脈で用いられている。そこで本稿では、本報告書における「ジェノサイド」概念について検討を行う。本号では、この検討に関連する資料として全国調査委員会の最終報告書に含まれる要約版（脚注の部分および本文の一部を省略した）並びに231項目におよぶ委員会の勧告である「正義への要求」(Calls for Justice) のなかで序論、原則および連邦、州、準州、地方自治体政府ならびに先住民族政府に向けた勧告の部分それぞれ訳出して、紹介するとともに若干の考察を行う。なお報告書には「ジェノサイド」概念の法的分析に関する補足報告書がつけられており、この補足報告書については、別の機会に考察するものとする。

---

10) 最終報告書、1a 巻、50頁。

「シクスティーズ・スコープ」(Sixties Scoop) とは、1960年代から1980年代までに州政府当局者の手により数万人の先住民族の子どもが親元や共同体から引き離されて、非先住民族の家庭に養子縁組させられた事件である。これにより先住民族としてのアイデンティティの喪失がもたらされた。

Niigaanwidam, James Sinclair, Sharon Dainard, Sixties Scoop, <https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/sixties-scoop#>, last edition November 13, 2020. またタニア・タラガ、前掲書、209頁。

## 2. 要約版の抄訳

紙幅の制約上、要約版にある脚注と本文の一部について訳出は省略した。  
また要約版の本文中にある語句について訳者による訳注を付してある。

失踪・殺害された先住民族女性・少女に関する全国調査委員会

(National Inquiry into Missing and Murdered Indigenous Women and Girls)

最終報告書 要約版

「パワーと場所を取り戻す」(Reclaiming Power and Place)

最終報告書への序論：先住民族女性・少女および2SLGBTQQIA<sup>11)</sup>の人々に対する暴力を理解すること

序論：よく耳を傾ける。

カナダにおける先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々は果てしなく長期にわたり暴力の対象であり続けている。このことは否定できない真実である。今回の調査が行われているという事実は、先住民族が声を上げるまでにこれだけ長期に待っていたということを意味しない。カナダが耳を傾けるまでこれだけ時間がかかったということだ。

本調査には2,380名を超える人々が参加した。そのうち一部は複数の方法で参加した。15か所でのコミュニティでの公聴会において、468名の家族構成員や暴力の生存者が自己の経験を共有した。270名の家族構成員や生存者が、147のプライベート（非公開）の会合で我々とその物語を共有した。750

---

11) 2S ツースピリット、L レズビアン、G ゲイ、B バイセクシュアル、T トランスジェンダー、Q クイア、Q クエストヨニング、I インターセックス、A アセクシュアル

名が声明文を寄せること（statement gathering）を通じて共有し、819名が芸術表現を創作した。これらは調査委員会の記録保管所（Legacy Archive）の一部になっている。その他、84名の専門家、エルダー・知識の守り手、前線の労働者および公務員が、組織、専門家およびエルダー・知識の守り手を対象とする9つの公聴会にて証言した。

本委員会の公聴会において共有された真実（truths）とは、先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々に対するジェノサイド行為という物語、より正確には数千の物語が語られている。本委員会が聞いた暴力は、ファーストネーション、イヌイトおよびメティスを含む先住民族に対する人種に根差したジェノサイドに匹敵し、特に女性、少女および2SLGBTQIAの人々を標的にしている。このジェノサイドは、とりわけインディアン法、シクスティティーズ・スクープ、寄宿学校および人権・先住民族の権利の侵害という証拠にみられる植民地の構造によって強化されてきたものであり、現在の先住民族のなかでの暴力、死亡および自死の割合が増加していることに直接的につながっている。

### ジェノサイドを定義する。

最初に「ジェノサイド」という用語が1933年マドリッドでの会議でポーランド系ユダヤ人の法学者Rafael Lemkinにより使用された。のちに彼は自分の考えを、ドイツが第2次大戦を準備するまでの行動を取り上げた1944年の本にまとめた。「ジェノサイド」という語句は、ギリシャ語のルーツであるgenos（家族、部族または人種）とラテン語の接尾辞cide（殺害）とを合成したもの。

もともとの語意は、ある集団の破壊を狙って当該集団の個別の構成員を対象にしてなされる、調整された行動として定義されている。Lemkinの考え

では、抑圧する集団による政治支配を確立することに寄与する、ジェノサイドの二つの局面がある。一番目は「集団の民族パターン」を破壊する局面、二番目は「抑圧する集団の民族パターンを押し付けること」であり、領域にとどまる人々へ押し付けられたり、新規の集団による土地の植民地化という文脈では領域それ自体に押し付けられる。

第2次大戦でのドイツ国家の行動の背景を書くにあたり Lemkin は、いくつかの異なる分野を横断して発生するジェノサイドを定義した。

- ・ 政治的、政治制度への攻撃とその後の解体
- ・ 社会的、既存の法律を廃止し、新規に司法制度を押し付ける
- ・ 文化的、学校および報道における言語の使用を禁止する
- ・ 経済的、当該集団の経済基盤を破壊または発展を阻害ないし逆転させる行動をとる
- ・ 生物学的、集団での出生率の減少を狙った措置
- ・ 身体的、健康を危うくし、大量に殺害する
- ・ 宗教的、宗教および精神性の既存の体系を破壊し、新規の体系を押し付ける
- ・ 道徳的、集団内での道徳的な墮落の雰囲気醸成する試み

Lemkinによるジェノサイドの定義には、民族またはエスニックグループの物理的な破壊に限定されない、大事な原則が含まれる。彼の説明では、民族の全構成員の大量殺害によって実現されるものを除き、ジェノサイドは民族の即時の破壊を必ずしも意味しない。むしろ民族集団それ自体の絶滅を狙いとして、当該集団の生命の不可欠の基盤を破壊することを目的にした異なる行動を調整した計画を表明することを企図している。

ジェノサイド計画の目的には、民族集団の政治・社会制度、文化、言語、民族感情、宗教および経済的な生存を解体し、当該集団に属する個人の身体的安全、自由、健康、尊厳そして生命を破壊することを狙いとする行動も含

まれる。

ジェノサイドの法的な定義は、第2次大戦の間にナチが大量殺害の計画を  
実行したのち1948年になって国際法に取り入れられた。本委員会でのジェノ  
サイドの定義はより制限的になった。ジェノサイドの定義がほかの刑事法上  
のカテゴリーと同様に普遍的なものであるべきか、ある種の集団に限定され  
るのか、もしくは一部の集団を除外することから實際上これらの集団がター  
ゲットとなりうるのか、について起草者が議論した。起草過程に参加した  
Lemkinは、社会的および政治的集団を含めるべきでないと論じた。非政治  
的な集団たる恒常性がないからである。ソ連、ポーランド、英国、南アフリ  
カは条約の強制（enforcement）が国家主権の原則を侵害するとの懸念を  
もった。結果的に条約が妥協で生まれた。国家の間での協定であり、異なる  
交渉の結果であった。

1948年12月9日、ジェノサイドの防止、処罰に関する条約が採択された。  
条約2条では、ジェノサイドとは、国民的、民族的、人種的または宗教的な  
集団の全部または一部をそれ自体で破壊する意図をもって行われる次のいず  
れかの行為をいう。

- (a) 集団の構成員を殺害すること。
- (b) 集団の構成員に重大な肉体的または精神的な危害を加えること。
- (c) 全部または一部の身体的破壊をもたらすよう企てられた生活条件を故意  
に集団に課すこと。
- (d) 集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと。
- (e) 集団の子どもを他の集団に強制的に移すこと。

カナダは本条約を1949年に署名し、1952年に正式に批准した。

ジェノサイドが武力紛争の文脈の内部でおよびその外部で行われうるとい  
う事実について合意が存在する。しかしながら、「意図」、定義に含まれる集



団の性格、肉体的または生物学的な破壊を定義の不可欠の一部とすることの重要性という問題については際立った意見の不一致があった。

ある程度こうした差異は、用語の法学的な解釈することに対して、より社会的に解釈することからきている。

歴史家・政治学者である Jacques Semelin は、法学的解釈に依拠する学者が以下のような疑問を持つ者による新たな挑戦を受けているとする。つまり1948年の国際社会での政治的な合意に基づいた国際法規範が、こんにち定義の一つやその他に該当する行動についてわれわれが評価し、判定を行う実用的な基礎 (operational basis) とする程度の問題である。こんにち法律以外の諸分野で異なる角度からジェノサイドの検討がなされている。

アルゼンチン、Tres de Febrero 国立大学のジェノサイド研究センター所長、Daniel Feierstein は、ジェノサイドを社会的な慣行 (a social practice) として把握し、それには「共有された信条と理解および共有された行動」が伴い、ジェノサイドまたは企図されたジェノサイドをもたらすこと、さらに「ジェノサイドを促進もしくは正当化する象徴的な表現と言説」も含まれると論じている。彼は、社会的な慣行としてのジェノサイドは「権力の技術」(technology of power) であると主張する。第一に人数または実際に「人口の相当な部分を絶滅させることにより自律と協力に基づいた社会関係を破壊すること」、次に「生存者の間でのアイデンティティと社会関係の新たなモデルを作るため、絶滅の恐怖を利用すること」を狙ったものである。

カナダの作家で映画製作者の Larry Krotz は、数十年前に北米で起こったことにジェノサイドという言葉当てはめた。1973年の *The Genocide Machine in Canada: The Pacification of the North* (Robert Davis, Mark Zannis 著)、1993年の *American Holocaust: Columbus and the Conquest of the New World* (David E. Stannard). 近著として2003年の *Accounting for Genocide: Canada's Bureaucratic Assault on Aboriginal People* (Dean Neu, Richard Therrien).

近年、カナダ真実和解委員会の最終報告書での作業に照らして、多くの先住民族指導者はカナダで「ジェノサイド」という用語をどのように適用するか評価することへ目を向けてきている。ジェノサイド研究者である Andrew Woolford は、カナダの学者がカナダにおける植民地ジェノサイド (colonial genocide) について十分な注意を払っていないこと、その理由の一つには、カナダでのジェノサイドの空間的および時間的な境界が不明確であるという事実にあるとする。彼の言葉では「仮にカナダでの移住者植民主義 (settler colonialism) がジェノサイドであるとして、正確にどこで発生したのか、いつ始まったのか。さらに世代を超える影響と移住者の植民地慣行 (colonial practices) が恒久化していることを考慮すると、ジェノサイドが終わったと確実にいえるのだろうか。」通常は、彼が言うように「地域的または国際的な分析というより国内での事案に伝統的な比較ジェノサイド研究のパラダイムを無理やり合わせることで多くのニュアンスが失われた。」

カナダ政府は公式的には5つのジェノサイドを認識している。ホロコースト、Holodomor<sup>12)</sup> ジェノサイド、1915年のアルメニア人ジェノサイド、1994年のルワンダのジェノサイド、1992年から1995年のボスニアでの民族浄化、である。Krotz が主張するように、「個人または集団が行う行為でジェノサイドほど絶対的に最悪なものはこの世にない。実際、非常に残虐であるために歴史上の多くの事件がジェノサイド闘争との特性を帯びており、そのようなものとして名づけられたり、されずにある。」しかしながら Woolford の議論のように、そして全国調査での証言が明らかにしたようにジェノサイドを

12) 「ホロドモール」とは1932年から1933年にかけて、当時ソ連の一部であったウクライナでソ連政府が輸出用の穀物を過度に調達したことによる食料不足と飢饉のため300万人を超える犠牲者を出した事件をさす。ウクライナ政府は、この飢饉がウクライナ人を対象にしたジェノサイドとしている。一方ロシア政府は飢饉の被害がウクライナ人に限定されずロシア人、カザフ人も含まれていたとして、特定の民族を対象としたジェノサイドではないとする。服部倫卓、原田義也 編著『エリア・スタディーズ169 ウクライナを知るための65章』明石書店、2018年、第28章「大飢饉「ホロドモール」—ウクライナを「慟哭の大地」と化した「悲しみの収穫」—」

法的及び社会的な用語として、そして今日でも続いているものとして適用することを考慮しなければならない。

Ryerson大学における先住民族ガバナンス（Indigenous Governance）学部長のPamela Palmaterは、以下のように説明する。

今日、先住民族の女性と話すならば、危機が終わったところではないと言われるだろう。インディアン法は、ファーストネーションでのインディアンの地位と構成員資格の継承において、先住民族女性とその子孫たちを依然として差別している。先住民族女性は、心臓病と発作の割合が非常に大きい。自殺未遂の割合もより高い。シングル親として貧困のうちで暮らすのが不釣り合いに多い。ここ十年で過剰の拘禁率（over-incarceration）が90%まで上昇した。カナダで養父母の下で養育されている子どものうち48%が先住民族である。この悲惨なリストにあって、数千人ものわれわれの姉妹たちが殺害されるか行方不明であるのは何の不思議があろうか。

法律と社会の両面でジェノサイドの適用を考慮するということはまた、先住民族の従属と排除を目的にしたプログラムが策定された際での特別のやり方や、こうした制度が多くプログラムや立法が継続して実施される仕方でもこうした制度の与える現代的な影響・効果に照らして歴史記録を検讨することを意味する。カナダでは、先住民族の女性、少女、2SLGBTQQIAの人々の関連で次のような実例がある。

警察の拘置下での女性の死亡、先住民族女性、少女、2SLGBTQQIAの人々に対する搾取・人身売買、犯人の知られている殺人、児童福祉の危機、国営施設における先住民族女性及び少女への肉体的、性的および心理的虐待からの保護に失敗していること、ファーストネーションの地位と構成員資格の否定、子どもの引き離し、強制された移動とそのインパクト、人間に不可欠なサービスについて意図的で慢性的な予算不足、強制的な不妊、その他など

など。

Palmaterが以下のように留意している。

さてカナダでジェノサイドの歴史を理解することがそれほど重要なわけは何か。それは過去の歴史ではないから。今日の人種差別的な法律、政策および政府の行動は、過去のジェノサイド行為とまったく同様に先住民族にとり致命的であることが証明されている。かつて子どもたちを寄宿学校に盗んで入学させたが今では州の養育プログラムに子どもたちを盗んで入れさせている。かつては頭皮の戦利品（scalping bounties）であったものが、今や星明かりのツアー（Starlight tours）<sup>13)</sup>となる。カナダでの先住民族に対する人種差別主義というのは、偏見による侮辱や呼び名に耐え、雇用の拒否を耐え、政府の官僚がメディアで誹謗中傷することに耐えることだけではない。人種差別主義はわれわれ人民を殺している。

2013年にファーストネーションズ会議の元全国首長のPhil FontaineとMosaic Instituteの所長Berinie Farberがコメントを出し、「ジェノサイドは邪悪という子宮から完全な形で出現することはめったにない。典型的には時間をかけて少しずつ進展する。一つの犯罪が更なる犯罪に至るように。ここ100年以上のカナダによる政策は、ファーストネーションに対するジェノサイドであると定義できるのが、われわれの確信である。」彼らが指摘するように、先住民族が依然として存在し、その人口を増加させているという事実をもって、その罪過を低減させるべきではない。その強韌さと人口の継続した増加は、本報告書において詳述する多くの歴史のおよび現在の行動で、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する地域特有の暴力（endemic violence）をもたらしてきたものを軽くするものではない。

移住者植民地主義的な構造（settler colonialist structures）がこのジェノ

---

13) 警察署で留置中に死亡すること。

サイドを可能としている。「ジェノサイドの世代間の影響、このことで自らは直接的に体験していない大掛かりな暴力が引き起こした被害を生存者の子孫たちが耐え忍ぶということ」をカナダでの文脈で理解される必要がある。ジェノサイドは本報告書において詳述される社会的慣行、思い込み、行動の総体である。

Danny P. がその証言の中で以下のように述べた。

「300年前には社会的に受け入れられたことであって、今でもなおわれわれを殺すことが世間で行き渡り社会的に受容されてることの違いはどこにあるのだ。私にとりこれはある種の制度的なジェノサイド (a form of systemic genocide) であって、いまでも行われているものだ。」

全国調査委員会の認定した事実は、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する暴力を含めたこれらの行為がジェノサイドとして性格付けられることを支持している。本報告書を通じて、そして証言にも見られるように、われわれは国家の作為および不作為が植民地主義および植民地イデオロギーにルーツを持ち、優越性という前提で築かれ、抑圧による土地と人民に対する権力とコントロールの維持に利用し、多くの場合これらを抹殺するのに利用したという真実を伝える。このことの重大性に鑑み、全国調査委員会は、「ジェノサイド」の法的定義に従い先住民族に対するカナダのジェノサイドについて補足報告書を作成し、ウェブサイトで公表する。

(原典34頁第4段落から63頁まで省略)

### パワーと場所を取り戻す (Reclaiming Power and Place)

生きた経験を持つ者の声を優先し、先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の家族、共同体およびネーションにおける神聖な場所に焦点を当てる真実収集の過程 (Truth-Gathering Process) を通じて実施

された調査の結果は、権利の担い手として最も影響を受けた者のニーズに特有の自己決定による解決にこだわる報告書である。そしてこれは先住民族に対する暴力について最初の報告書ではない一方、最後までなさそうであることから、われわれは「パワーと場所を取り戻す：失踪・殺害された先住民族女性および少女に関する全国調査委員会最終報告書」の背景にある枠組み、つまり暴力と差別を醸成する日々の個人による出会いということから、変革するべき、より大きな制度的および組織的構造までのそれぞれのレベルにおいて権利と関係性に焦点をあてるべきと要求していることから、力強く、かつ権利を付与する（empowering）ものとなっている。

認定事項を提示する際に本報告書は、真実収集の過程にて全国で収集した証言と先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の権利の侵害を関連づける。人権および先住民族の権利というレンズとジェンダーというレンズを真実収集の過程で共有された真実に当てはめることで、われわれは先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々が経験した暴力ならびに先住民族が経験したあらゆる形態の暴力が人権問題であると主張する。真実、家族、愛する者および生存者と共有するという場合、これらの者や愛する者が耐えた暴力についての物語を共有することだけでなく、人権の侵害や違反行為についての物語を共有することでもあった。これらの者に対する暴力を終わらせるのに必要な変革を行うことは、公共政策の問題でなくて国内法および国際法の問題である。

真実収集の過程からの認定事項と従前の報告書の分析を踏まえて本委員会には、これらの変革や勧告がまだ実行されていない主な理由が、自らの法律、契約および政策の変革を望む政府と官僚に依存していることである。これらの多くは実際に変更されるべきである一方で、関係性（relationship）と基本的な役割を理解していない。結局、カナダの諸法は岩の上に書かれた

のでなく、それを書く人々の価値と関係性に基礎を置いている。

本委員会とその真実を共有する際に、家族と生存者は暴力についての物語を語るだけでなく暴力が生まれる関係性についての物語も語った。本報告書でわれわれは、関係性の役割および家族と生存者が危害、暴力および被害に至ったか、それらを低減した関係性の中での重要な出会いに焦点をあてる。当該証言から示された基本的な教訓、つまり関係性が重要だということを受けて、本報告書は関係性—二人の間で共有される小さな関係性であろうが2つの世界観の間での関係性という大きなものであろうが—がいかにして暴力が継続するのか、また暴力を予防できるのかということを理解する重要な手立てであることを示す。本報告書とその勧告は植民地体制と構造の基盤となる関係性の変革を論ずる一方で、個々人とその日々の交流が暴力を止めさせるうえでの変化をもたらしうる方法の例を提供したい。

(原典66頁-75頁 省略)

## 暴力を理解する上での基本となる概念

この批判的な作業に関与したのが短期間であったものの本委員会は、最終報告書を異なる文脈で暴力を理解する重要な成果であるとして提供する。多くの証言者に共通したように、先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々を対象とする暴力の流行 (epidemic)、これは本委員会がジェノサイドの実践とみなしているものだが、と対決することは、引き起こされた危害の対象の範囲を認めることから始まる。本報告書を通じてわれわれは、体験と本委員会の前に提示された問題点との間に決定的に重要なつながりをつけるうえで役に立つ、さまざまな用語と概念を使用する。そうした用語と概念の一部は家族と生存者によって、他はエルダー、知識の守り手 (Knowledge Keepers)、研究者及び活動家によって用いられた。ここでわれわれは、これらの概念のいくつかを簡潔に説明する。これらは、われわれが先住民族の

女性と少女に対する暴力を終わらせる為に、その場しのぎの解決策 (band-aid solutions) ではなく根本的な変革を必要としている理由を理解するうえで決定的に重要だからである。

本委員会は、「暴力」(violence) の広い定義を用いる。われわれは、WHO による「暴力」の定義から始める。それは、パワーまたは強制力の意図的な使用もしくは使用の威嚇で、他者に対して (例えば、人々間の暴力)、集団もしくは共同体に対して (例えば、武力紛争) または自分自身に対して (例えば、自死もしくは自傷行為) 危害を加えうる蓋然性のあるもの、である。これらの暴力類型は多くの形態を持ちうる。

- ・肉体的 (殴打、窒息、殺人)
- ・性的 (不快な性的コメント、愛撫、レイプ)
- ・感情的 (悪口 (name calling)、嫉妬、中傷)
- ・心理学的 (脅迫、社会的孤立、ストーカー行為)
- ・スピリチュアル (他者に対してその望むスピリチュアリティまたは宗教の実践を許さない、他者のスピリチュアリティまたは宗教への侮辱)
- ・文化的 (文化、宗教または伝統という名目での暴力)
- ・言葉による (大声での悪口、嘘、他者に対して無価値だと言うこと。)
- ・財政的 (他者に対して金銭へのアクセスを許さない、個人の財産を破壊)
- ・放置 (ネグレクト) (一人ではニーズを満たせない他者のニーズを満たさないままにすること)

われわれは、この定義に植民地的、文化的および制度的暴力も含むよう拡張する。これらのすべてが一緒になって組織的もしくは構造的暴力に至り、かつ多くの場合に集団内部での暴力 (lateral violence)<sup>14)</sup> に至る。

---

14) 抑圧者に対するものでなく、被抑圧者である家族・パートナー、職場、共同体の内部において他の構成員へ向けられる諸形態の暴力行為。詳細については、カナダ先住民民族女性協会のファクトシート、Aboriginal Lateral Violence (2022年5月) を参照。



**植民地暴力 (colonial violence)** は、植民地化または植民地主義から派生するもので、先住民族の非人間化 (dehumanization) に依存する。植民地暴力は異なる多様な戦略を通じて加えられる。戦略には、人々から生活必需品を奪う行為、植民地規範を再度持ち出すために公共の制度と法律を利用する行為、先住民族の知識と能力を無視する行為、および先住民族の存在と尊厳を否認する社会的構築物 (constructs) を利用する行為が含まれる。またこの暴力は人種差別主義にリンクしている。本委員会は、分析のすべての基本に人種差別主義を置き、人種差別主義が具体的かつ破壊的な形態をとるものと主張する。そして人種差別主義は一揃いの理念だけでなく、何世代にもわたり先住民族を標的にして、世代間ならびに複合した世代間の暴力に奉仕する体制に基盤を置く一連の実践であって、経済的、社会的および政治的周縁化、意思の欠如、現状維持および行為主体性 (agency)、専門性および価値の否定に貢献する。

植民地主義 (colonialism) の過程とは、入植者の政府が先住民族の領域を占有することを支持し、続けさせるとともに、先住民族の個人、共同体およびネーションを従属させるよう支持、継続させるために設立した政策、法律、モース、経済、文化または体制および制度を押し付ける試みまたは実際に押し付けることであり、その結果としてこの占有と従属を支える内面化および外部化された思考と認識の方法である、と定義される。これらの押し付けは、人種およびジェンダーに基礎を置いている。

植民地主義は**植民地化 (colonization)** と混同されるべきでない。「植民地主義」は植民地化を唱導するイデオロギーである。「植民地化」は一般的にヨーロッパ人が先住ネーションの領域に侵入し占有した過程を指す。一部の者は現在を「**ポスト=コロニアル**」と呼ぶ一方で、多くの先住民族は植民地

---

<https://www.nwac.ca/assets-knowledge-centre/2011-Aboriginal-Lateral-Violence.pdf>

主義が「終了したことだ」というこの考えを拒否する。マオリの研究者Linda Tuhiwai-Smithが述べるように、「このことはアボリジニ活動家のBobbi Sykesが最もうまく説明している。ポスト＝コロニアリズムに関する学会にてこう尋ねた。「何だ？ポスト＝コロニアリズム？もう過ぎ去ったのか？」

多くの種類の暴力が存在する。特に植民地化の文脈でそうである。植民地化は、既に論じたよりも広い意味で、**文化的暴力**（cultural violence）の実践に基づいている。平和・紛争研究のJohan Galtungの説明では、これらの実践は、「直接的または構造的な暴力を正当化するために利用される、文化の側面」を標的にする。これにはカナダで西欧流の、白人優位で主流の文化が含まれ、人種差別主義的な態度と強制的な同化の双方が文化的暴力の実例である。というのは人種差別主義の信仰がカナダの文化に深く根ざしている。

人種差別主義、性差別および植民地主義という制度的な思考パターンはまた、**制度的暴力**を結果する。制度的暴力を加えるのは、軍隊、教会、教育制度、保健・衛生制度、警察・救命士、および司法制度のような制度である。これらの制度は一般的に社会の内部において敬意を払われており、特別のルールで運営されているので、組織的な暴力は容易に「現状維持」になりうる。このため、これらの暴力は挑戦または変革が困難となる。

これらのすべての形の暴力がまとまった結果、長期にわたりカナダ社会に根付いた**構造的ないしは組織的な暴力**（structural or systemic violence）についての多くの実例がある。政治学者のRauna Kuokkanenが、「植民地主義、資本主義および家父長制という制度や構造のすべては、直接的で個人の間のものであれ、構造的、経済的もしくは認識論的なものであれ、暴力に基づいている。」と書いている。

**構造的暴力**とは、ある個人または共同体の潜在的な幸福度（well-being）と現実におけるそれらの幸福度との間でのギャップがあり、かつそうした違いが**回避可能**である場合と理解されうる。これらのギャップは、他の人の犠牲で一部の者に特権を持たせる日々の生活に埋め込まれた不正、不平等その他の形の暴力が原因である。例えば、極端な貧困それ自体は構造的暴力の例ではないが、先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々が極端な貧困によって釣り合いのとれない影響を受けており、政府や組織がこの不均衡な貧困をもたらす不平等と不正に対処できるのにかかわらず対処しない場合には、構造的暴力となる。Robyn Bourgeoisが、暴力を理解する彼女のアプローチについて説明するように、階級による搾取にせよ、障がいと健常者の特権にせよ、人種差別主義または植民地主義にせよ、これらのシステムすべてが、相互に入り組んで作用することを認識する必要がある。従ってこれらは、相互に維持するような方法で作用する。従って、この枠組みが実際に我々に求めているのは、いかにこれらのことが一緒になって作用するのかという点にあることに注意を払うべきである。

これらの構造が現在もまだ存在しているので、「**非植民地化**」（または「**非植民地化する**」）というのはこの過程が今も進行中だからだ）もまたカギとなる概念である。「非植民地化する」とは、植民地化の複合した側面を持つ影響に抵抗し、それを無効にすること、ならびに伝統的価値、哲学及び知識体系に基づく制度を再構築することを目標とする社会的政治的な過程である。

「**抵抗と復活**」（resistance and resurgence）という考え方が非植民地化のアプローチにとり重要である。「抵抗」とは、植民地主義に抵抗するために先住民族・ネーションが用いる様々な戦略をいう。先住民族にとって、抵抗は単なる大衆動員、武力紛争および異議申し立てではない。それは、非植民地化、先住民族のライフスタイル、価値、知識およびより広い政治的な目標

を促進する、広範な戦略および活動を含む。先住民族の抵抗は、支配的な社会からそれを許さない圧倒的な圧力が来るのにかかわらず、個人と共同体とが伝統的な教えに従い生きることによって具現化される「日々の抵抗の行為」を含む。先住民族にとっては植民地化以前に長い間存在したもので、そののち長く存在し続ける伝統的な土地と水に根差した文化実践を向上させ、または復活させること、ならびにずっと攻撃の対象になってきた言語、文化実践を再活性化させることに他ならない。

(原典78頁-81頁 省略)

## 最終報告書の概要

最終報告書は2巻、1aと1bに分かれており、事実の最終的な認定部分と正義への要求 (Calls for Justice) に加えて、3つの主要な節でできている。本報告書はまた、特定のテーマについてより詳細に検討するよう焦点を当てている。1a巻には第1及び2節を、1bには第3節と、正義への要求、検死文書再検討プロジェクトの作業を要約したもの、そして全体の参考文献一覧を含んでいる。ケベックに特定した報告書が、別個 (第2巻) にある。

### 第1節—新しい枠組みを作る

本報告書の第1節は、残りの節で提示される情報に対して読者がアプローチするうえで役立つための背景を概説している。

第1章、「暴力を終わらせるための関係性を中心におくこと」でわれわれは、関係性の重要性について、真実収集プロセスにおいて何度も繰り返されたカギとなる教訓を紹介する。本委員会と真実を共有した人々が強調するように、関係性のなかで何が起きたのかを理解することは、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対する暴力を理解し、終わらせることの両方にとり出発点となる。

第2章「パワーと場所についての先住民族の認識」でわれわれは、先住民

族がコミュニティまたはネーションの中での自身の権利、役割および責任を常にいかに概念化しているかを示す。これらの権利は関係性と互恵性を持ち、先住民族の知識体系と世界観に基づいている。

第3章「人権というツールを通して責任（accountability）を強調する」でわれわれは、カナダが尊重、維持することを約束している人権文書を検討し、これらの人権文書が特にカナダ国家と先住民族との関係において政府が説明すべき責任を果たす方法でありうることを示す。

第4章「ジェンダー化された抑圧としての植民地化」では、植民地化の歴史とプロセスが先住民族女性と2SLGBTQIAの人々の文化、健康、安全および司法への権利を侵害してきたと主張する。植民地化は男性に対する影響と同様ないし別の態様で、女性と多様なジェンダーの人々に影響した。われわれは、今日における失踪・殺害された先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの危機の根本原因であるジェンダー化された暴力のシステムを検討する。

これらの分析の結果、先住民族女性および少女に対する暴力が作られるのに数世紀かかる危機であるとの結論に至る。実際に植民化のプロセスは、今日われわれが直面している失踪・殺害された先住民族女性、少女および2SLGBTQIAという現在も続いている危機が生まれる条件を作った。

## 第2節—抑圧に会う

第2節でわれわれは、個人的、制度的および組織的な抑圧の形態との遭遇についてより良く理解するために、失踪・殺害された先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々の家族、友人および最愛の人ならびに暴力の生存者から集めた証言に大幅に焦点を当てている。本節は権利侵害の4つの主要な分野、文化、健康、安全および司法に応じて構成されている。

第5章「抑圧と対峙する—文化への権利」においてわれわれは、先住民族

女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の生活における暴力と関連した文化の重要性に目を向ける。植民地化は、先住民族の文化のおよび親族のつながりを切断するように仕組まれた協調的な努力を通じて、これらの民族と文化・アイデンティティとの関係性を変えてきた。家族と生存者からわれわれが聞いた多くの物語は、文化に対するこうした初期の、そして今も続いている攻撃にルーツがある。

第6章「抑圧と対峙する—健康への権利」と健康についての全体論的な理解に留意してわれわれは、暴力から生き残ることや最愛の人を失うことが生存者、家族のネットワークおよびより広く先住民族の共同体に与えた影響を検討する。これらの者の真実からは、健康ケアの制度が先住民族に特に対応するやり方、並びに十分な対応がないことで損害をさらに広めるやり方が暴露される。

第7章「抑圧と対峙する—安全への権利」は、安全保障国家（security State）というより限定的な理解とは区別される、人間の安全保障（human security）という概念を用いる。先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の身体的、社会的および経済的な安全保障が、貧困、住宅、教育および交通機関などの問題を通じて損なわれていること、ならびにこれらの原因が暴力にいかに関与するのかについて目を向ける。われわれはまた、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々が安全に関連したニーズに取り組むための支援体制にアクセスする際に直面する課題について焦点を当てる。

第8章「抑圧と対峙する—司法への権利」においてわれわれは、失踪し殺害された最愛の人の家族の体験に関連するので司法への権利について議論する。われわれはまた、暴力の生存者が警察、裁判所制度および更生制度との間でどのような経験があったのかについて語ったことにも目を向ける。これらの出会いについての証言は、先住民族の司法への基本的な権利を損なっているやり方からは、先住民族と司法制度の間での決定的な断絶があることを浮き彫りにする。

第2節の全体を通じてわれわれは、話題に対して「深掘り」を行い、独自の問題点や視点を提示するとともに、独自の問題点・視点に基づくアプローチという枠内で、文化、健康、安全および司法が特定の集団、制度、地理その他の状況に対して特別な課題を作り出す方法を提示する。

### 第3節—家族、共同体およびネーションを癒す

第3節でわれわれは、第1節の基盤を提供した原則や教訓の多くに立ち戻り、癒しと先住民族の主導するベスト・プラクティス（最良の事例）の異なったモデルに焦点を当てる。

第9章「ウエルネスと癒し」では、家族の構成員および生存者を対象とする本委員会それ自体の健康およびウエルネスのアプローチと、自らの癒しの旅路について話し合った本委員会に参加した、家族と生存者から学んだ事柄について注目する。

第10章「記念と意識の喚起」(Commemoration and Calling Forth)においてわれわれは、記録保管庫 (Legacy Archive)、芸術による啓発活動および青少年の参加のためのガイドを通じて意識の向上と市民向けの教育に関与しようとする本委員会の努力に目を向ける。要するに、我々はこうした行動、関与および相互交流が、強力な文化の伝承者であって次の世代の先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々のためにより安全な将来を形作ることができる神聖な知識を持つ者としての、女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の役割を取り戻すことに役立つと訴える。

第11章「前線にて：前線で働くワーカーの洞察を評価する」においてわれわれは、2018年の秋に開かれた4回のガイド付き対話 (Guided Dialogue)の要旨を提供する。これらの対話は、変革のための解決策とベスト・プラクティスを話し合うために、多様な視点をもつ参加者を結集したものである。これらは個人の証言を集めることを目的にしたものではなく、前線で働くサービス従事者、労働組合のオルグ、生きた経験を持つ人々、エルダー、学

者を結集して、特定のイヌイット、メティス、2SLGBTQQIA およびケベックの文脈でこれらの参加者の背景に関連したベスト・プラクティスを話し合い、啓発支援活動のギャップを埋めるために開かれた。3日間の会期中、参加者は障害となるものを特定し、文化、健康、安全および司法というレンズを通じてどのような解決策およびベスト・プラクティスがあるのか議論した。

### 正義への要求 (Calls for Justice)

われわれは「正義への要求」で終える。これらの要求は、人権および先住権の文書、先住民族法、家族の構成員、生存者、知識の守り手 (Knowledge Keepers) と専門家の証人、さらに委員会の助言グループからの証言を通じて共有された原則から出ている。その名前から示されるように、これらの要求は行動をとることを要求している。つまり、内省し、敬意を払い、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々が権利を持つ者として認められ、それらの権利が支持される関係性を作るために積極的に行動すること、そして権利の剥奪と周辺化というより広い文脈からみると司法が失敗してきたことから、この問題に対処するために行動することである。

これらの要求は、各章の終わりにおいて認められた事実の認定、適用可能な場合に「深掘り」(Deeper Dives)のなかでの事実認定、そして第4節の冒頭部分でわれわれが示した全般的な認定事項に基づいている。さらにこれらは、変革が実現するために要求事項のすべてで解釈し、適用し実施しなければならない視点、重要な正義のための原則によって裏打ちされている。

先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の安全を回復することが我々すべての者にとって緊急の責任である。これらの要は単なる道徳原則ではない。法的な命令 (legal imperatives) である。



## 検死記録再検討プロジェクトの要旨

この付属文書でわれわれは、検死記録の再検討プロジェクトという重要な作業を要約する。136,834件の記録文書、593,921頁からなる174の警察ファイルを再検討した。このプロジェクトの重要な作業は、本委員会の任務の期間の制約を受けた限界があったが、家族と生存者がいまでも必死になって答えを探していることの正義を見つけるためには、この種の作業と再検討が継続されるべきであるということの重要な理由があることがわれわれの調査で示されている。

## 結論：一つの招待

本委員会がユニークな点の一つは、過去の過ちを調査しているのではなく現在も続いておりさらに悪化している誤りを調査していることだ。植民地化の構造に起因し、人種差別主義、性差別主義、同性愛嫌いおよびトランスジェンダー嫌いを伴った暴力行為は、ごく稀な事例であるのではなく広く浸透しており、すぐ近くにある喫緊の問題である。

しかしながらカナダ人が本気になって変えようとするならば、こうした暴力は予防が可能である。本委員会は先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々に対して真実を語る全国的なプラットフォームを提供したが、実際の仕事は始まったばかりである。先住民族女性と少女への暴力を終わらせるためには、現在これらの者が生きている制度と社会を根本的に再編し変革することが必要である。この危機の解決のための投資は、すでに過ぎてしまった500年以上の負債と同等か、それよりも良いものでなければならない。

先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人の権利は、やり方の大小があるにせよ日々侵害され、または支持されている。本委員会は、先住民族の生活に影響を与える制度に、これらの者が害を受けるような出会いをしていることを変えさせる方法として、これらの者の権利を回復することこそが緊

急の優先事項である。とりわけ政府には、失踪・殺害された先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々の危機に取り組み全般的な前進を確保するうえでカギとなる、文化とアイデンティティ、健康、安全および司法という概念に基づいた権利を保護し促進する責任がある。またこれらの権利は、暴力を終わらせ先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々がそのパワーと場所を取り戻す基盤を構築するのに役立つ、全体論的な解決策を発見するうえでカギとなる。

(暴力との) 出会いを記録することは、先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々の生活の中で続いている暴力の現実を、現実には即して評価することと説明責任にわれわれがこだわる一つのやり方である。これはわれわれの社会がその根本からいかに変革しうるかについて理解するうえで決定的に重要である。

この変革において政府、産業界、共同体、支持者 (allies) および個人にそれぞれ役割がある。われわれは皆、果たすべき役割がある。関係性を形作る瞬間、特定の出会いの瞬間に焦点を当てることで、われわれはこれらの物語すべてに通ずる一つの進路 (path) を示したい。われわれがこの進路を選んだ理由は、先住民族女性、少女および2SLGBTQIAの人々に対する暴力と人権侵害の根本原因を精確かつ厳密な方法で記録するという本委員会の任務を達成できると確信するからである。われわれはまた、読者であるあなた方を導く進路こそがすぐに変化が可能であることを本報告が示すものであることを希望する。

あなた方が証言を通じてこの旅路をたどっていることから、あなた方には疑問が浮かび、もしくは自分自身でより詳細に調べるための別のルートがあることに気づいているかもしれない。ある特定の出会いについて聞いたとき

に、家族の全体的な物語について、またある種の問題が健康ケア制度、司法制度もしくは他の制度においてどのように働いているのかについて、もっと知りたくなる。われわれは、あなた方がその進路に従っていくこと、および自身の生活、共同体および社会の内部での関係性へ学んだことを組み入れていくよう奨励する。本報告書に含まれ、オンラインでも利用可能な物語とあなた方との関係性こそが、関係性を変革する瞬間である出会いであって、それ自体で極めて重要なものである。

### 3. 正義への要求

本章では、「正義への要求」でとられているアプローチや原則を説明している導入部分と、すべての政府に宛てた要求項目（1. 1-1. 1. 11）を訳出する。

#### 序論

本委員会が収集した証拠にあるように、カナダ国家が自ら犯し、許した人権および先住民族の権利侵害は、先住民族の女性、少女および2SLGBTQQAの人々に対するジェノサイドを示している。こうした侵害、違反行為は安心（safety）、身体の安全（security）および人間の尊厳の否定という結果を生じてきた。これらは先住民族の女性、少女および2SLGBTQQAの人々に対する暴力の根本原因であって、先住民族女性、少女および2SLGBTQQAの人々が日々暴力に直面せざるを得ず、また加害者が不処罰のまま行動するような世界を生み、維持している。

このジェノサイドを止めさせ、是正するための措置は、幾世紀にわたり植民地の暴力の維持のために機能してきた制度と行動のとり合わせと同様に、広範でなければならない。ジェノサイドを終えさせる恒久的なコミットメントには、最終報告書「パワーと場所を取り戻す」は、4つの課題に取り組む

必要があるとしている。

この4つの課題（pathways）には以下が含まれる。

- ・歴史的、複合する世代間の、現在と将来の世代間でのトラウマ
- ・社会および経済的周縁化
- ・現状維持と組織的な意思の欠如
- ・先住民族女性、女兒および2SLGBTQQIAの人々の行為主体性（the agency）ならびに専門性を無視

これら4つの課題に取り組むということは、あらゆる人権文書および先住民族の権利についての文書ならびに要求に生氣を与える最終報告書を始めた基本を全面的に守ることを意味する。つまり安全を損なう個人、制度、体制および構造に日々遭遇することを、関係性の新たな視点から問い直す必要がある。

われわれは、ファーストネーション、イヌイトおよびメティスの家族がその子たちを、先住民族でない家族と同様の安心、身体の安全および人権を伴って育てることのできる世界、ファーストネーション、イヌイトおよびメティスの家族を全面的に尊重する世界を求める。

### **変革のための原則（Principles of Change）**

**実質的な平等、人権および先住民族の権利に焦点を当てること**

**（A Focus on Substantive Equality and Human and Indigenous Rights）**

先住民族の女性、少女及び2SLGBTQQIAの人々は固有の先住民族の権利、憲法上の権利および国際法ならびに国内法上の人権の保持者である。加えて、カナダの多くの先住民族は、様々な条約、土地請求および解決協定の下の権利保持者である。本要求は、国際的及び国内的な人権法および先住

民族の権利の法律（カナダ人権憲章、カナダ憲法および先住民族と締結した条約の遵守 Honour of the Crown を含む）から生まれている。そうしたものとして諸政府は、本要求を完全に履行する法的義務ならびに先住民族の女性、少女および 2SLGBTQIA の人々が尊厳を持って生きることを確保する法的義務がある。

暴力の根本原因に対処するすべての行動と改善策は、先住民族の実質的な平等に焦点を当てる、人権および先住民族の権利に基づいたものでなければならない。「実質的平等」は、結果における真の平等を達成することを示す法原則である。歴史的な損失、世代間のトラウマおよび個人の経験する差別に対処するために、人々が経験する不平等の格差を狭めて、全体的な福祉の改善を図ることが求められる。

さらにこれらの権利は基本的に相互に関連している。この原則の意味するところは、最終報告書で取り組まれている問題が、読みやすさのため分けられているものの、孤立して考慮されるべきでないということだ。本要求では、我々はしばしば「全ての政府」に要請している。本要求の解釈において、「全ての政府」とは、連邦、州、準州、自治体および先住民族の政府を示している。

### 非植民地化のアプローチ (A Decolonizing Approach)

本要求の実現には、非植民地化のアプローチが必要である。このアプローチは物事を異なって行う方法である。しばしば脇に置かれる先住民族の視点にスペースを与えることにより、我々の暮らしにある植民地の影響に対して挑戦する。これには固有の権利を認めることが伴う。つまり先住民族がその共同体内での事項に関して自らを統治する権利、その特有の文化、アイデンティティ、伝統、言語及び制度に不可分の権利、土地への特別な関係性に関

する権利があるという原則である。われわれのアプローチは先住民族の価値、哲学および知識体系を尊重する。それは個人および共同体それ自体の強靱性と専門性に焦点を当てる、力強さに根差したアプローチである。

### 家族と生存者を包摂 (Inclusion of Family and Survivors)

本要求の実施には、失踪した者および殺害された者の家族ならびに暴力の生存者を含む、生きた経験を持つ先住民族の女性、女兒および2SLGBTQQIAの人々の視点および参加が含まれなければならない。「家族」の定義は核家族に限定されない。「家族」にはあらゆる形態の家族上の親族関係 (familial kinship) を含むものと理解され、生物学的な家族を含むがそれに限定されずに、選択された家族 (chosen families) および精神的な家族 (families of the heart) も含まれなければならない。われわれはすべての要求事項の実施にこのアプローチが必要であると認め、とられるべき特定の措置にこれらの視点と専門性が伴うよう確保する。

### 先住民族が主導した解決とサービス (Indigenous-led Solutions and Services)

サービスと解決は、先住民族の政府、組織および人々によって主導されなければならない。これは先住民族の権利に関する国連宣言3条および4条にて定義された先住民族の自己決定ならびに自己統治 (self-determination and self-governance) および (国内の一訳者注) 法規とは関係なく存在する固有の権利を承認することに基づく。先住民族の指導者が許可を求め、国家が許可を与えるという植民地の精神構造 (colonial mindset) は終わりにしなければならない。さらには、先住民族の自己決定の行使から先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々を排除することも終わりにしなければならない。

## 相違点を認識する (Recognizing Distinctions)

先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々は多様なファーストネーション、メティスおよびイヌイットの共同体の出身である。本要求は、異なる先住民族のニーズをくみ上げ、これらの者の相違を作る要因を考慮しつつ衡平かつ差別のない方法で解釈および実施されなければならない。これらには、共同体とネーションという点での自己認識および本要求の実施上考慮すべきジェンダー、地理的または地域に特有の相違についても（これらに限定されないが）含まれなければならない。

## 文化的な安心 (cultural safety)

本要求の解釈と実施には、文化的な安心の必要性が含まれるべきである。文化的な安心というのは、文化的な「適切さ」という考え方を超えており、先住民族をエンパワー（権利付与）するサービスや手続きを組み入れることを要請する。文化的な安心の創設には最低限、先住民族の言語、法律およびプロトコール、ガバナンス、精神性および宗教を含める必要がある。

## トラウマについての情報を組み入れたアプローチ (Trauma-Informed Approach)

トラウマに関する知識をすべての政策、手続きおよび解決とサービスの実施に組み入れることが、本要求の実施にとって決定的に重要だ。トラウマの影響を認識し、トラウマの兆候に適切に対応するうえで基本となる。本要求の解釈と実施のなかに、トラウマについての情報を組み入れたアプローチを創設し、トラウマについての情報を組み入れたサービスを提供するために必要なすべての措置が実現可能であることを確保する資金の提供も含まれるべきである。

## 正義への要求 (CALLS FOR JUSTICE)

### すべての政府 (ALL Governments) に対して

本委員会は、政府のあらゆるレベルでの意図的な作為と不作為に結び付く多くの真実について聞いた。さらには日々出会う暴力を支える構造と体制を変革することが、暴力と闘ううえで必要であるだけでなく、カナダのすべての政府の不可欠な法的義務でもあることが、証拠により明らかになっている。われわれは、この理由により本要求の多くについて政府を目標に定める。われわれは、先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々の名誉を守るために、ならびに最終報告書の中で検討されたテーマ領域でのこれらの者の人権および先住民族の権利を保護するために、いかに政府が機能し得るかを特定する。

### 人権および先住民族の権利ならびに政府の義務

#### (Human and Indigenous Rights and Government Obligations)

1. 1 われわれは、連邦、州、準州、自治体および先住民族の政府（以後、**全ての政府**という）に対して、先住民族との連携の下で、われわれの中間報告において勧告されているように、さらに他の調査委員会ならびに報告書ですでに勧告されていることを支持して、先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々を対象とする暴力に対処するための国家行動計画（a National Action Plan）を策定し、実施するように**要請**する。

国家行動計画の一部としてわれわれは、すべての政府に対して、雇用、住宅、教育、安全および健康ケアといった基本的権利への衡平なアクセスが先住民族の権利ならびに人権の保護のための基本的な手段であることの承認、実質的な平等の上で創設される権利に基づくプログラムとして資源の提供と支援がなされるよう確保することを要請する。すべてのプログラムはバリアフリーであるべきであり、認定資格または居場所に関係なく適用されるべき



である。

諸政府は：

- i. 多様な先住民族のアイデンティティがある地域の文化と共同体に根を下ろし、能力構築、持続可能性および長期的な解決に宛てられた測定可能な目標と必要な資源を伴う、資金と実施の日程表のある地域に特定した計画も含む、柔軟で（先住民族間の一訳者注）相違点に基づく国家活動計画を上程し、実施すべきである。
- ii. 国家活動計画に関連する測定可能な目標での展開と進行中の活動についての報告書を毎年公表するべきである。

1. 2 われわれは、先住民族の女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の全面的な参加の下で、すべての関連する権利文書を即時に実施し、完全に遵守するようにすべての政府に要請する。そうした権利文書には（これに限定されないが）以下が含まれる。

- i. 自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約および人種差別撤廃条約ならびにこれらの文書のすべての追加議定書。（子どもの権利条約第3議定書を含む）
- ii. 米州人権条約。特にカナダが批准する米州人権条約ならびに女性の暴力の防止、処罰および撤廃に関する米州条約。
- iii. 2015年の女性差別撤廃委員会調査報告書のすべての勧告および同委員会によるあらゆるフォローアップ手続きでの協力。
- iv. 特に先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの個人、ならびにすべての者に対する暴力について対処のための勧告と原因に関する条約監視機関を含む、国際人権機関のすべての勧告。
- v. 先住民族の権利に関する国連宣言。これには宣言と先住民族が定義する先住民族の自己統治および自己決定（Indigenous self-governance and self

-determination) を承認し、保護しならびに支持することを含み、これらの権利が女性と男性に平等に保障され、かつカナダ憲法35条の下で保護される権利であることも含まれる。これには先住民族の自己決定および自己統治、先住民族に影響する全ての意思決定に対する先住民族の自由で事前の情報を受けたうえでの同意 (free, prior and informed consent) が尊重され、そのためのスペースが与えられること、インディアン法でのジェンダー差別を撤廃すること、ならびに国連宣言に合致させるよう憲法を改正する必要がある。

1. 3 われわれは、人権および先住民族の権利の義務に適合するうえで全ての政府に対して、予算の策定と政府活動ならびに優先順位を決定する際に先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々の社会的、文化的および政治的な周縁化を撤廃するために必要な措置の優先度の設定と資源の調達を行うよう要請する。

1. 4 われわれは、すべての政府、とりわけ先住民族の政府および代表組織に対して、先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々が統治に代表されること、ならびにこれらの者の政治的権利が尊重、支持されることを確保するための緊急かつ特別の措置を講ずるよう要請する。われわれは、統治およびリーダーシップにおける先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々の役割についてすべての政府が衡平に支持し促進するよう要請する。これらの努力の中には、政治的生活における性差別主義 (sexism)、同性愛嫌い (homophobia)、トランスジェンダー嫌い (transphobia) および人種差別主義に対して先住民族女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々を保護するための政策と手続きの策定が含まれなければならない。

1. 5 われわれは、先住民族の女性、少女および 2SLGBTQQIA の人々に対

する暴力を予防し、調査し、処罰し賠償するのに必要なすべての措置を即刻講ずるようすべての政府に要請する。

1. 6 われわれは、サービスの否定もしくは不適切な規制とサービスの提供という結果を生み、先住民族女性、少女および2SLGBTQQIAの人々の社会的、経済的、政治的および文化的な周縁化とこれらの者への暴力に取り組もうえでの管轄権上の格差と放置をなくすよう、すべての政府に要請する。

1. 7 われわれは、先住民族とのパートナーシップの下で、連邦、州および準州政府に対して、すべての管轄権にて権限を有する国家人権および先住民族の権利オンブズパーソン (a National Indigenous and Human Rights Ombudsperson) ならびに国家人権および先住民族の権利審判所 (a National Indigenous and Human Rights Tribunal) を設立するよう要請する。このオンブズパーソンと審判所は、各政府とは独立して、人権・先住民族の権利侵害に関して先住民族の個人並びに共同体からの苦情申し立てを受理し、人権・先住民族の法律の遵守を認定するためファーストネーション、イヌイトおよびメティスの人々を対象にする政府のサービスについて全面的かつ独立した評価を行う権限を持たなければならない。このオンブズパーソンと審判所は、その任務を遂行するために十分な資源が与えられ、常設機関でなければならない。

1. 8 われわれは、暴力の予防ならびに派生的暴力との闘いに関する、先住民族共同体および家族向けに予防プログラム、教育および啓発キャンペーンを創設し、提供し、普及するために、先住民族共同体と組織が利用できる特別で長期の資金提供の仕組みを創設するよう、すべての政府に要請する。

1. 9 われわれは、暴力の受容と日常化に挑戦するための法律、政策および

市民教育のキャンペーンを策定するよう、すべての政府に要請する。

1. 10 われわれは、本委員会の正義を求める要求の実施について毎年連邦議会に報告するための独立したメカニズムを創設するよう、連邦政府に要請する。

1. 11 我々は、連邦政府、とりわけ議会図書館、公文書館および枢密院事務局に対して、本委員会の正式記録とウェブサイトを維持し容易にアクセスできるようにすることを要請する。

#### 4. 考察

まず「ジェノサイド」という用語の使用についてである。報告書は、Lemkinによる用語の発明と1948年のジェノサイド条約2条における法的な定義を参照する。しかしながら報告書は、法学的なアプローチに限定せずに植民地主義、レイシズムやジェンダー差別、女性や2SLGBTQQIAの人々に対する暴力などの文脈からも「ジェノサイド」概念を再構成している今日の動向に着目する。

先住民族の寄宿学校がもたらした社会問題について2015年にカナダ真実和解委員会は、寄宿学校を設置し運用したカナダの政策を「文化的ジェノサイド」と表現した<sup>15)</sup>。これに対して全国調査委員会の報告書において引用されている Andrew Woolford と Jeff Benvenuto の共著論文では、寄宿学校制度と組み合わせられた、先住民族の土地の収奪、飢餓と疾病の結果、先住民族社会にもたらした「社会的および政治的な死」という恐怖について語っている。またこの論文で著者らは、カナダにおいて「植民地でのジェノサイド」とい

---

15) Final Report of Truth and Reconciliation Commission of Canada, 2015, Executive Summary, 1頁より。この報告書は、同委員会のHPに掲載。https://www.rcanra-cimac.gc.ca/eng/

うことが注目されてこなかった理由の一つとして、こうしたジェノサイドが、いつ始まり、どこで発生したのか、さらに終わったのかどうかについて明確に言えないことを挙げている。さらに現在のカナダにおいて移住者植民地主義が特別の社会的構成 (a particular social formation) となっていることから、ジェノサイドの被害に対する救済という仕組みが植民地支配を行う政府の手で行われる限り、植民地主義を恒久化するリスクがあると指摘している。<sup>16)</sup>

次に人種差別主義(レイシズム)やジェンダー差別、女性や2SLGBTQIAの人々に対する暴力との関連で全国調査委員会は、Mi'kmaw 出身の法学者である Pamela Palmater の論文を引用し、カナダの差別的な法律、政府の政策・措置、そして先住民族女性についての健康や警察の扱いをめぐる問題を取り上げている。<sup>17)</sup> これらの多くは、第1章で言及した女性差別撤廃委員会や国連人権理事会の「女性に対する暴力」特別報告者がそれぞれ指摘した問題点でもある。また全国調査委員会は、関係性の変革という視点を報告書に導入している。女性や2SLGBTQIAの人々に対する暴力という現象が、関係者個人の関係性のみならず、植民地の構造や人種差別主義、性差別が社会そのものに組み入れられているという視点である。最終報告書の結論部分で全国調査委員会は、「先住民族の生活に影響を与える制度に、これらの者が害を受けるような出会いをしていることを変えさせる方法」として、その権利を回復することが「緊急の優先事項」であって、とりわけ政府には「文化とアイデンティティ、健康、安全および司法という概念に基づいた権利を保護し促進する責任がある」と断言している。<sup>18)</sup>

また「ジェノサイド」行為の法的な帰結であるが、国際法上の犯罪であるジェノサイド行為については国際法に基づいて関係する個人の刑事責任を追

---

16) Andrew Woolford, Jeff Benvenuto, "Canada and colonial genocide", *Journal of Genocide Research*, Vol.17, No. 4, 373-390 (2015), 特に374-375頁。全国調査委員会の最終報告書は、この論文の375頁を引用。

17) 最終報告書53頁。

及するという仕組みがとられるが、全国調査委員会は国家としてのカナダの責任に結び付けたアプローチを選択している。国家の違法行為に起因する責任である。これに関しては最終報告書を補足している「ジェノサイドの法的分析」報告書が詳述しているので、別稿において紹介および検討したい。

最後に「正義への要求」1. 2のv号について検討する。同号は2007年の国連総会決議である「先住民族の権利に関する国連宣言」をすべての政府が「即時に実施し、完全に遵守する」ことを求めている。2021年に「先住民族の権利に関する国連宣言」法が連邦議会で成立した<sup>19)</sup>。同法は国連宣言が連邦法を解釈、適用する手助けとなる国際人権文書であると認めただうえで連邦のレベルでの国連宣言の履行を向上させることを目的にしているから、「要求」の項目に対応したものである。「要求」においては、先住民族自身が定義する「自己統治」ならびに「自己決定」および先住民族による自由で事前の情報を受けたうえでの同意（free, prior and informed consent、FPIC）を尊重することが特記されている。これについては、石油・天然ガスのパイプライン建設など採掘産業による開発行為に影響を受ける、関連した先住民族の権利を州や連邦政府が尊重しているかどうか<sup>20)</sup>が問われることになる。

---

18) 最終報告書85頁。

19) 拙稿「カナダ連邦法の成立—事前の自由で情報を受けただうえでの同意原則—」『大東文化大学法学研究所報』第42号（2022年）、41-58頁。なお連邦法に先行して成立したBC州法については、拙稿「カナダの最近の立法について—先住民族の権利に関する国連宣言の国内実施—」『大東文化大学法学研究所報』第40号（2020年）、43-47頁を参照。

20) 前注、『所報』第42号の拙稿がカナダにおけるFPIC原則の履行について考察している。